

(趣旨)

第1条 この訓令は、東松島市空き家バンク実施要綱（平成27年東松島市訓令甲第95号。以下「要綱」という。）の規定により登録した空き家等を活用して本市に移住定住することを促進するため、東松島市空き家バンク事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、東松島市補助金等の交付に関する規則（平成17年東松島市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

2 この訓令において「移住者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 空き家バンクを利用し、市外から本市に転入した者

(2) 本市が実施する移住定住施策等により市長から委嘱を受け市外から本市に転入した者で、その任期中又は任期終了後1年以内の者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 要綱第4条に規定する空き家等の登録申込みを行い、同条に規定する空き家バンク登録台帳に登録された所有者等であって、次のいずれかに該当するもの

ア 移住者と空き家等の売買契約又は賃貸借契約が成立したもの

イ 空き家バンク登録台帳へ登録してから半年以上経過したもの

(2) 要綱第7条に規定する利用希望者の申込みを行い、同条に規定する空き家バンク利用登録者台帳に登録された利用登録者のうち移住者であって、次の要件を全て満たすもの

ア 空き家バンクを利用して本市内の空き家等を購入又は賃借したもの

イ 5年以上本市に定住しようとする意思があるもの

ウ 購入した空き家等の前の所有者等が3親等内の親族でないもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、空き家バンクを利用した者で次の区分により要した費用とする。

(1) 所有者等 売却、賃貸借等する空き家等の居室、台所、浴室、便所、洗面所、内装、外装、屋根、外壁等の改修その他住宅の機能向上のために行う修繕及び設備改善に要する経費

(2) 移住者 本市への引っ越し費用等（前号の経費を含む。）に要する経費

2 補助金の額は、次の区分によりそれぞれ経費から算出した額とし、空き家等ごとに同一世帯に対して1回限り交付するものとする。

(1) 前条第1号アの所有者等 前項第1号に規定する経費の全額とし、15万円を限度とする。

(2) 前条第1号イの所有者等 前項第1号に規定する経費の2分の1以内の額とし、15万円を限度とする。

(3) 前条第2号の移住者 前項第2号に規定する経費の全額とし、15万円を限度とする。

3 補助金の額の算定にあたっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の申請は、東松島市空き家バンク事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる必要とする書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書及び収支予算書（様式第2号）

(2) 空き家等の修繕、設備改善等に係る見積書の写し

(3) 空き家等の修繕、設備改善等に係る住宅の平面図

(4) 引っ越し費用等の見積書

(5) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し

(6) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、補助金交付の可否を判断し、東松島市空き家バンク事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又は東松島市空き家バンク事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 補助金交付の決定にあたっては、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業の内容変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示に従うこと。
- (実績報告兼請求書)

第7条 前条第1項に規定する交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業が完了したときは、東松島市空き家バンク事業補助金実績報告書兼請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書及び収支精算書（様式第2号）又はこれに代わる書類
 - (2) 住宅への入居後の交付決定者及び交付決定者の属する世帯全ての世帯員が記載されている住民票の写し
 - (3) 補助事業に係る領収書の写し
 - (4) その他市長が必要と認めるもの
- (補助金の額の確定及び支払)

第8条 市長は、前条の規定により実績報告書兼請求書を受領したときはその内容を審査し、補助金の額を確定し、その旨を東松島市空き家バンク事業補助金額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業に係る住宅に入居した日から5年以内に転居し、又は当該住宅の売渡し、譲渡、賃貸等を行ったとき。ただし、交付決定者の責めによらない事情であると市長が認めたときは、この限りでない。
- (2) 第4条第2項第2号における補助金の交付を受けた者が、空き家バンク登録台帳に登録して1年未満に、当該登録を取り下げたとき。
- (3) 虚偽又は不正な申請により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (5) その他この訓令の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、その理由を記載して書面により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保存)

第11条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に関する書類を備え付け、これを当該補助金の交付を受けた翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年3月10日訓令甲第11号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令甲第34号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

東松島市空き家バンク事業補助金交付申請書

年 月 日

東松島市長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊟

下記のとおり事業を実施したいので、東松島市空き家バンク事業補助金交付要綱第5条の規定により補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 事業計画書及び収支予算書（様式第2号）
- 2 空き家等の修繕、設備改善等に係る見積書の写し
- 3 空き家等の修繕、設備改善等に係る住宅の平面図
- 4 引っ越し費用等の見積書
- 5 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- 6 その他市長が必要と認めるもの

同意事項

- (1) 虚偽やその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、既に交付を受けた補助金を返還します。また、補助金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供しません。
- (2) 申請にあたっては、東松島市空き家バンク事業補助金交付要綱の規定を遵守します。

様式第2号（第5条、第7条関係）

事業計画書及び収支予算書
 （事業実績書及び収支精算書）

1 事業内容

ア. 空き家の修繕

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 空き家の所在地 | 東松島市 |
| 空き家の形態 | 一般住宅・店舗併用住宅・その他（ ） |
| 修繕箇所 | 居室・台所・浴室・便所・洗面所・内装・外装・屋根・外壁（その他 ） |
| 修繕内容 | |

イ. 空き家の賃貸

| | |
|---------|--------------------|
| 空き家の所在地 | 東松島市 |
| 空き家の形態 | 一般住宅・店舗併用住宅・その他（ ） |
| 賃貸借期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |

2 事業完了（予定）年月日

年 月 日

3 収支予算書（精算書）

（1）収入の部

| 区 分 | 予算額 (精算額) | 備考 |
|-------|--------------|----|
| 市補助金 | | |
| 自己負担金 | | |
| 計 | | |

（2）支出の部

| 区 分 | 予算額 (精算額) | 備考 |
|-----|--------------|----|
| | | |
| | | |
| 計 | | |

※空き家等の修繕、設備改善等に係る見積書、引っ越し費用等の見積書を添付すること。

様式第3号（第6条関係）

東松島市空き家バンク事業補助金交付決定通知書

第 号

様

年 月 日付で申請のあった東松島市空き家バンク事業補助金について、東松島市空き家等
バンク事業補助金交付要綱第6条の規定により、次の条件を付して金 円を交付します。

年 月 日

東松島市長



- 1 補助事業の内容変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示に従うこと。

様式第4号（第6条関係）

東松島市空き家バンク事業補助金不交付決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで申請のあった東松島市空き家バンク事業補助金について、東松島市空き家バンク事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付しないことを決定しましたので通知します。

年 月 日

東松島市長



記

不交付理由

様式第5号（第7条関係）

東松島市空き家バンク事業補助金実績報告書兼請求書

年 月 日

東松島市長 様

申請者 住 所
氏 名

㊤

年 月 日付け第 号で交付の決定があった東松島市空き家バンク事業補助金について、次のとおり実施したので、東松島市空き家バンク事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。なお、補助金について、請求欄のとおり請求します。

- 1 事業実績書及び収支精算書（様式第2号）又はこれに代わる書類
- 2 住宅への入居後の交付決定者及び交付決定者の属する世帯全ての世帯員が記載されている住民票の写し
- 3 事業に関する領収書の写し
- 4 その他

| | | |
|-------------|-----------------|--------------|
| 請 求 欄 | 請 求 額 | 金 円 |
| | 金融機関名 | 銀行・信用金庫・組合 |
| | 本・支店名 | |
| | 預金種類 | 普通・当座・（その他 ） |
| | 口座番号 | |
| | （フリガナ） 口座名義人 | |

様式第6号（第8条関係）

東松島市空き家バンク事業補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

東松島市長



年 月 日付けで実績報告のあった東松島市空き家バンク事業補助金について、東松島市空き家バンク事業補助金交付要綱第8条の規定により確定したので通知しますとともに、同補助金を交付いたします。

確定補助金額 円

交付決定補助金額 円

様式第1号 (第5条関係)
様式第2号 (第5条、第7条関係)
様式第3号 (第6条関係)
様式第4号 (第6条関係)
様式第5号 (第7条関係)
様式第6号 (第8条関係)